

大刀洗中学校いじめ防止基本方針

1 大刀洗中学校いじめ防止基本方針の意義

いじめ防止対策推進法制定の趣旨や福岡県や大刀洗町におけるいじめ防止基本方針を参考に、大刀洗中学校においても、いじめの未然予防・早期発見・早期対応のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「大刀洗中学校いじめ防止基本方針」を策定することで、いじめ等の問題への取組の一層の強化を図ります。

2 いじめの定義

この基本方針において、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

3 いじめの未然予防・早期発見・早期対応に関する考え方

① いじめを生まない教育活動の推進（未然防止）

いじめを許さない強い心やいじめられている子を思いやる温かい心もち、周りの人と協調しながらも、いかなる場面でも自律的に生活を送ることができる子供を育てるために、「命の教育の推進」、「人間関係・集団づくりの推進」、「体験活動の推進」、「基本的生活習慣の定着と規範意識の育成」の観点から教育活動を推進します。具体的には、学校の実態に応じて以下の取組を実施します。

- 命の大切さを学ぶ道徳の時間における授業づくりの充実（心に響く資料の活用）
- 社会的能力の向上を図る「人間関係づくり学習」の充実
- ルールやマナー等を学ぶ学習の充実（「保護者と学ぶ規範意識育成事業」の実施）

② いじめの早期発見の取組の充実

学校や教育委員会は、いじめの早期発見の取組として、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により児童生徒がいじめを訴えやすい体制の充実や家庭・地域と連携して見守る取組の充実を図っていきます。具体的には、学校の実態に応じて以下の取組を実施します。

- 月1回いじめアンケートを実施し、反応のあった生徒との面談を確実に実施する。
- いじめ問題対策委員会(毎週のサポート会議のうち、月1回を充てる)を月1回開催し、全職員に報告するとともに、各学年部会を開催し、具体的な対応策を協議する。
- 保護者対象のいじめ発見アンケートを実施した後、教育相談を行う。

③ 早期対応と継続的指導の充実

いじめが認知された場合、直ちにいじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保し、組織的に対応を行います。そのために、いじめに関する通報・相談のための体制の整備やいじめ問題対策委員会の設置による指導體制の整備、いじめの問題に関する教職員の対応能力を職員研修の充実を図ります。

○緊急対応

①気になる生徒の発見→②学年主任・教頭等に報告→③サポート会議Ⅰの開催（事実確認の手順と役割分担、今後の見通しの確認）→④当該生徒への事情聴取→⑤サポート会議Ⅱ（事実確認、いじめられた生徒の心のケア、いじめた生徒等への指導、保護者へ報告・連携方法の協議）→⑥教育委員会への報告→⑦全職員への報告

○短期対応

いじめられた生徒への支援（SC等による支援）・いじめた生徒への指導・学級での指導
保護者への報告、指導方針の伝達

○長期対応

継続的な該当生徒の観察、保護者との連絡、全校でのいじめを許さない風土づくり
継続的な校内研修の実施

④ 地域・家庭・関係機関との連携

いじめの問題について地域・家庭と連携した対策の推進やより多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるような体制の構築とともに、警察・児童相談所・医療機関、関係機関と連携できる体制の構築や、関係機関による取組と学校や教育委員会等が連携するなど、より密接な連携を図るよう努めます。

○地域懇談会でのいじめのチェックリストを活用した早期発見に関する啓発

○保護者対象のいじめ発見アンケートの実施

○教育委員会・サポートセンター・児童相談所等とのケース会議等の開催による連携

4 大刀洗中学校いじめ防止対策委員会の設置

いじめ等があることが確認された場合は組織的な対応を行い、学校相互間の連携をはじめ、関係諸機関との連携を図っていきます。

【大刀洗中学校いじめ防止対策委員会】

〔構成員〕 校長、教頭、主幹教諭、養護教諭、生徒指導主事、学年代表、専任補導、
SC、SSW

〔開催回数〕 月1回

毎週1回行っているいじめ・不登校対策委員会（いじめ・不登校、問題行動、特別支援教育等に関して、気になる生徒について継続的に情報交換・対応策の協議を行っている）のうち、月1回をいじめに特化して協議する。

〔内容〕 いじめアンケートの集計結果の報告 対応策の協議

5 大刀洗中学校いじめ調査委員会の設置

さらに、重大事態が発生した場合は、速やかに各学校のいじめ問題対策委員会を母体としたいじめ問題調査委員会を立ち上げ、事実関係を明確にするための調査を行い、迅速に対処し、大刀洗町長に報告します。

【大刀洗中学校いじめ問題調査委員会構成員】

大刀洗中学校いじめ問題対策委員会

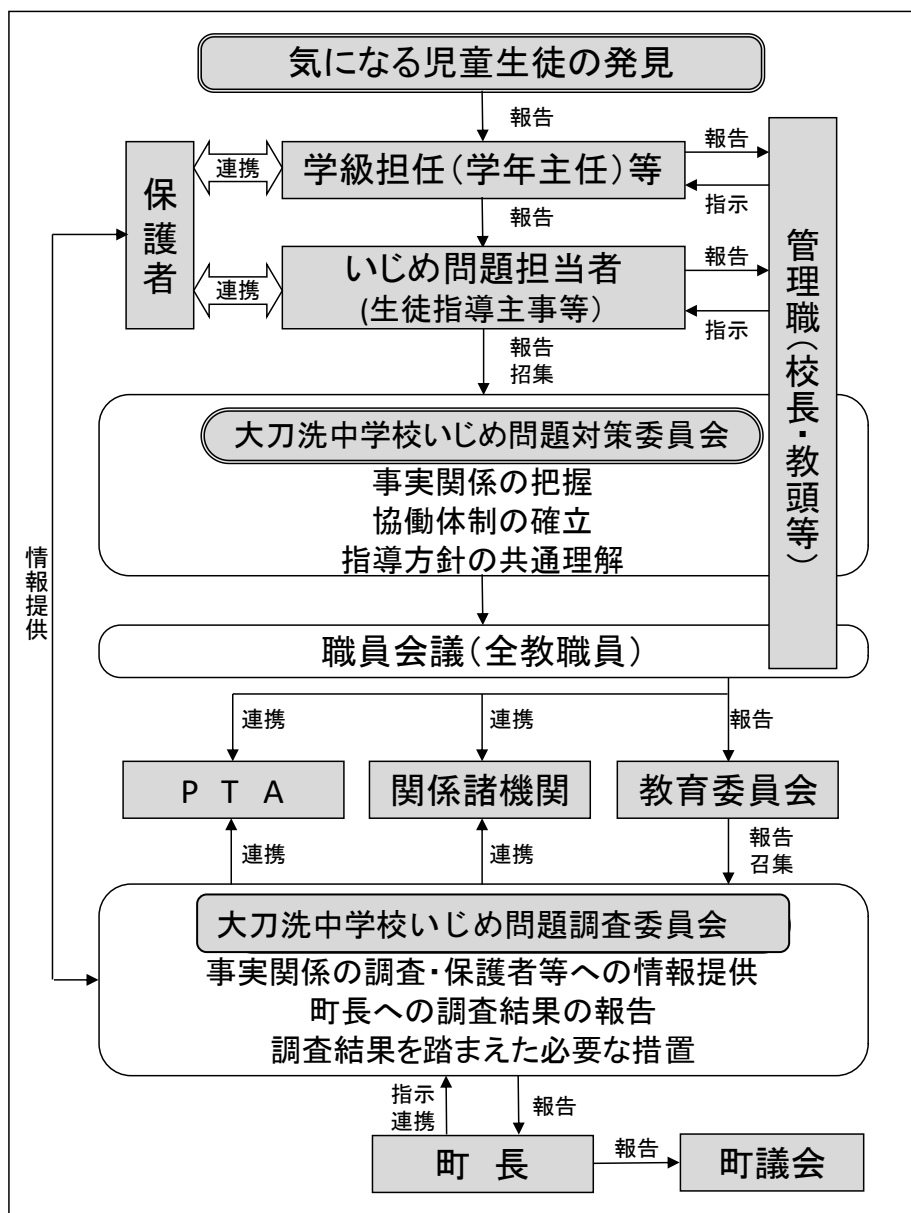
町教育委員会

・子ども課長 指導主事

その他関係諸機関

・少年年サポートセンター

・児童相談所 等



【いじめ等問題行動の報告体制】